

# 序 章 本計画の沿革

## 1 計画作成の背景と目的

### (1) 文化財をめぐる社会状況の変化と法改正

文化財は、様々な時代背景の中で人々の生活や風土との関わり合いにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、後世への確実な継承が求められる。一方で、過疎化や少子高齢化といった変化は急激に進んでおり、文化財の滅失、散逸、担い手不足などの危機が強く懸念されるようになっている。本市では、中山間地域の無形民俗文化財を中心に担い手不足が深刻であり、個人所有の文化財についても年々保存管理が難しくなっている。文化財を次代へ伝える課題は多く、地域総がかりで文化財の将来を支える仕組みづくりが求められている。

平成 30 年（2018 年）、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成 31 年（2019 年）に施行された。この改正は、上記のような社会情勢の変化に伴う対策として、地方文化財行政の推進力強化が意識されたものである。具体的には、未指定を含めた文化財を総合的に把握し、計画的に保存活用したうえで、まちづくりに活かすことが期待されている。これらの施策を着実に実行するため、市町村において、文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」の作成が制度化された。

### (2) 本計画作成の目的

本計画は、市の最上位計画である浜松市総合計画・基本構想「浜松市未来ビジョン」に掲げる都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現に向け、本市における文化財の特徴をまとめるとともに、未指定物件を含めた文化財の保存と活用の方針と今後実施する具体的事業を定め、歴史・文化・自然を活かしたまちづくりを進めることを目的とする。

本市における文化財は多様で、その数も多い。本計画では、個別の文化財を相互に結び付け、理解しやすいストーリーや関連性を示すとともに、重要な文化財が集中する区域については、その範囲を示し、重点的な文化財関連事業の実施を目指す。また、個別事業の実施にあたっては、教育や産業、観光分野等との連携を探り、地域力の向上に努めるとともに、交流人口の増加や回遊性の増進による地域活性化を図る。さらに、市内全域の歴史・文化・自然に関心が向けられる機運を高めることで文化財の保存を万全にし、地域総がかりで後世につなぐ仕組みづくりを進める。

## 2 計画期間

本計画の計画期間は、令和 3～12 年度（2021～2030 年度）の 10 年間とする。このうち、令和 3～7 年度（2021～2025 年度）を第 1 期計画期間（短期）、令和 8～12 年度（2026～2030 年度）を第 2 期計画期間（中期）とする。また、浜松市総合計画の目標年度と合わせ、令和 13～26 年度（2031～2044 年度）を第 3 期計画期間（長期）とし、今後目標とすべき方向性を示す。計画期間中に事業の見直しや新たな事業計画が浮上した場合は、計画の変更を検討する。なお、軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について、静岡県を經由して文化庁へ報告する。

計画の施策展開のイメージ

		計 画 期 間										次期計画期間	
和暦	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13 ~ R26		
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031 ~ 2044		
期間	← 第1期計画期間（短期） →					← 第2期計画期間（中期） →					← 第3期計画期間（長期） →		

### 3 本計画で触れる文化財の類型について

本計画では、国や県、市が関わる指定等文化財の体系に加え、市の認定文化財についても取り上げている。本市独自の制度である認定文化財制度は、市民の協力のもと幅広い文化財の把握を目指すもので、その類型は、文化財保護法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群の6類型のほか、伝承地（伝承が伝わる土地）や伝統的生活文化などを含んでいる。

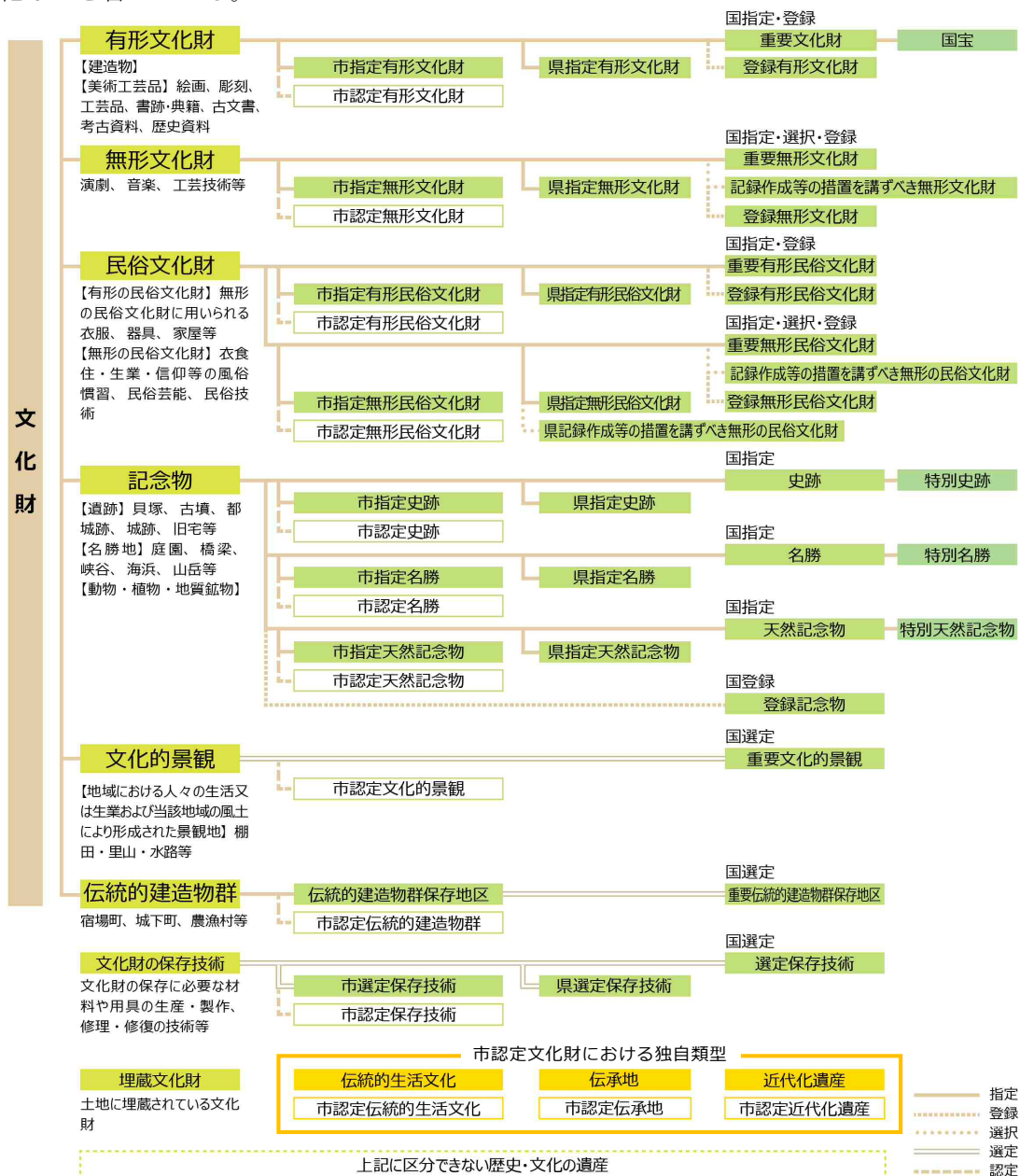


図 本計画で触れる文化財類型